平成２４年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―1310号
債務者　奥出　三恵
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５２９号
仙台市青葉区滝道23番38号　滝道荘８
債務者　奥山　　宏
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番1255号
債務者　石川　良子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目15番地の11　スターツアルファネクスト鶴ケ谷101
債務者　江口　麻美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０５号
仙台市太白区西多賀４丁目20番36号
債務者　大學　　悟
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
仙台市太白区南大野田６番地の６　南大野田トマト館108
債務者　玉川　里美（旧姓舛井）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
仙台市青葉区台原４丁目６番43―302号
債務者　小山　大輝
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
仙台市宮城野区新田２丁目14番32号、従前の住所仙台市青葉区広瀬町２番８号　支倉パークマンション304
債務者　工藤　聖子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
仙台市青葉区上愛子字下遠野原15番地の88
債務者　佐藤千代志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町１番地
債務者　大宮しげ子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６１号
宮城県刈田郡蔵王町宮字松手81番地１
債務者　後藤　　隆
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１１２号
福島県伊達市霊山町掛田字中屋敷48番地
債務者　菅野トシ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３１３号
茨城県水戸市千波町2510番地　住谷マンション105号
債務者　笠井　陽一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２３号
茨城県ひたちなか市西大島３丁目14番18―403号　市営西大島アパート２―４―３
債務者　石川サヤカ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２７号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1336番地
債務者　深作　賢一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３４号
茨城県水戸市備前町２番５―401号　第１水戸パークハイツ
債務者　大川　順子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４１号
茨城県水戸市酒門町1042番地の４
債務者　飛田二三子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９３号
茨城県つくば市前野1422番地１
債務者　大塚　節子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係